

3. 市街地整備の方針

3-1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の目標

奈井江町は、市街地の周辺に広がる森林などの恵まれた自然と豊かな田園地帯によって、優れた美しい景観、誇りの持てる故郷の豊かな風景が築かれています。この貴重な資産の維持・保全及び規制・誘導を適切に行い、次代を担う人々へと末永く継承することを目標とします。

また、国道12号による人や物の流動を活かして、商業、業務、生産機能など多様な機能の立地を図ることを目指し、長期的な視点から土地利用の方針を定めます。

(2) 土地利用の基本方針

① 住居系土地利用

既存の住宅地の範囲を基本に、移住・定住の促進に向けた住環境の整備や道路未整備地区の解消を進めます。

空き地などについては、住民の参加・協力によって適正な維持管理を行うなど市街地環境の向上に資するように誘導し、住宅地の魅力、質的な向上を図るとともに、住民にとって身近な冬期の堆雪場としても活用し、総合的なまちの魅力向上を図ります。空き家についても、雪による倒壊の危険性や景観上好ましくない等危険な建物の撤去を促進するための取組みを進めます。

なお、用途地域が指定された範囲で、現況が優良な農地となっている地区については、用途地域の縮小など、将来的に土地利用の見直しを検討します。

② 商業・業務系土地利用

既存の公共公益施設や交流施設を活用した賑わいの創出に努め、市街地の空洞化を防ぐことを目指します。また、既成市街地内の空き地などを活用した定住支援を行い、移住・定住の推進と市街地の質的な魅力の向上を図ります。

また、お年寄りの移動・移送サービスと連動した商店街サービスの提供など、中心市街地が少子化、高齢化の進む社会状況に対応して必要な役割を担うことができるよう、環境整備に取り組みます。

③ 沿道サービス系土地利用

背後の農業系の土地利用との調和に配慮しつつ、地域住民の利便性向上に役立つ生活関連施設の整備を誘導します。一方で、都市的土地利用の見込めない地区は用途地域の縮小を検討し、農業的土地利用の維持・保全を図ります。

④ 工業系土地利用

奈井江町の雇用を確保し、活力のある地域産業の維持向上を図るため、工業団地など工業系の土地利用の推進を図ります。

空知団地では、情報技術分野、環境関連分野、医療・福祉関連分野、アグリビジネス関連分野など、多面的な事業分野の企業立地を進めます。

奈井江工業団地に関しては、企業の生産動向に対応し、団地環境の整備、施設立地の検討などを進めます。

⑤ 公園・緑地その他の土地利用

緑豊かな美しい住宅地及び街並みの形成に向けて、既存の公園・緑地の維持保全を基本に土地利用を図ります。

また、公園・緑地は災害時の避難場所、緊急物資などの集積場など、防災基盤としての意義・役割が大きいことから、すでに都市計画決定が行われたままで未整備状態に置かれている公園については、長期的な視点から整備の必要性について検討などを進めます。

⑥ 用途地域の指定のない区域の土地利用

用途地域の指定のない区域については、必要に応じて建築物の形態制限の見直しや特定用途制限地域の指定等により、沿道景観や周辺の田園環境、既存住宅の住環境の保全を図ります。

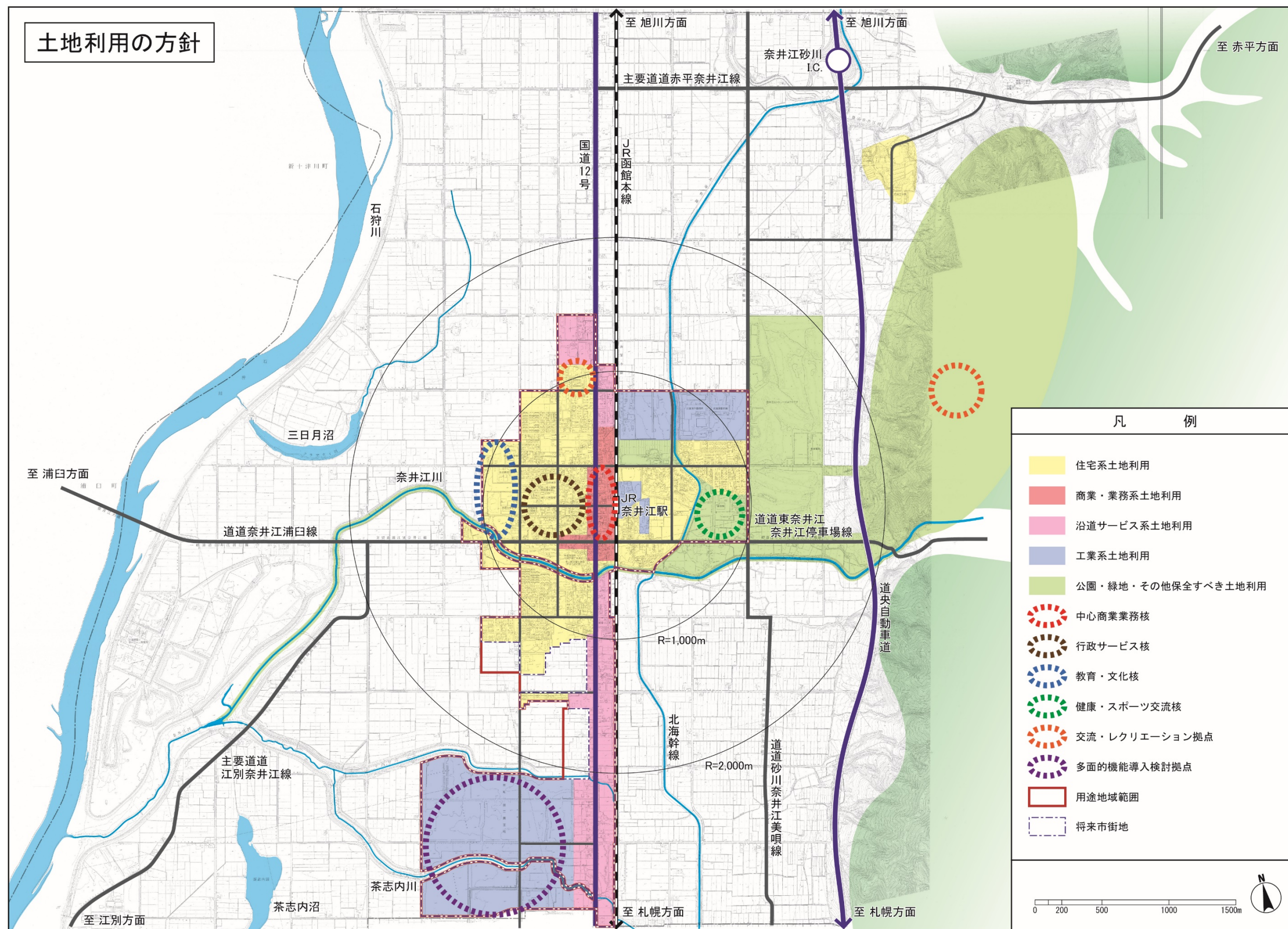
また、火葬場については老朽化により施設の維持が困難なことから、令和2年度末をもって供用を廃止し、令和3年度からは砂川市に存在する砂川地区保健衛生組合の火葬場の共同利用を始めるとともに、都市計画変更（廃止）の手続きを進めます。

（3）洪水浸水想定区域の土地利用

奈井江町には洪水による浸水や土砂災害の危険がある区域が存在しています（P47参照）。中でも、石狩川の洪水による洪水浸水想定区域は、将来市街地ゾーンを含む奈井江町の都市計画区域の広い範囲が含まれています。

洪水浸水想定区域となっている将来市街地については、引き続き主に住居系土地利用として活用を図りますが、洪水ハザードマップ等を活用して、災害ハザードの周知や啓発に努めながら、生命や財産にも被害を及ぼす危険性が存在することを住民に十分に理解していただけるよう、防災意識の向上を図ります。

また、P8 で示した「防災性の高いまちづくり」に向けた取組みを進めていきます。



3-2. 道路・交通体系の形成方針

(1) 道路・交通体系の目標

奈井江町は、道央の広域的な都市軸上に位置し、道央自動車道奈井江砂川 IC、国道 12 号、JR 函館本線など広域交通ネットワークに恵まれた立地環境を有しています。

こうした立地特性を活かし、町民の買物、医療・福祉などの暮らしと災害時の安全・安心及び地域の産業活動を支える道路・交通体系の形成を図ります。

(2) 道路・交通体系の基本方針

① 広域道路網・交通拠点の整備

イ. 広域道路網の整備促進及び適切な維持管理の要請

道央自動車道、国道 12 号は都市間を相互に連絡し、奈井江町のみならず道央地域全体の産業・経済、住民生活などに重要な役割を担っています。

このため、冬期の除排雪の着実な実施、安全で快適な道路環境の形成に向けた国道の道路構造の改良などを国へ要請し、速達性、確実性に優れた道路網の維持・向上に取り組みます。

ロ. 公共交通の乗継拠点の整備

今後、自動車交通に過度に依存しなくても、利便性に優れた快適な暮らしを支える、まちづくりが重要になってきます。

このため、お年寄りなど自動車を利用しない住民のためにバス交通等の確保を図るとともに、バス、JR、自家用車の乗継拠点として既存の奈井江駅前広場に加え、周辺的环境整備に総合的に取り組みます。

ハ. 分かりやすい案内サインの整備

町外からの来訪者を奈井江町に分かりやすく向かい入れるため、主要交差点などの主要なアクセスポイントなどにおいて、分かりやすくデザインの優れた案内サインの整備などに取り組みます。

また、奈井江町の自然と市街地が調和した優れたたたずまいを来訪者に印象付けるため、街路及び沿道の緑化を進め、良質な道路景観の形成と自動車の円滑な誘導に努めます。

② 市街地の骨格となる主要道路の整備

イ. 主要な施設をネットワークする道路の整備及び適切な維持管理の要請

市街地内の公共公益施設を結ぶ道路は、一定の整備水準に達していますが、老朽化した道路施設等が増えており、安全な道路交通確保のため、適正な維持管理と改修工事を進めます。

また、沿道に公園などが立地する路線では、樹種や案内サイン、ストリート・ファニチュアなど公園の緑と一体なった道路環境の形成を図り、町全体で統一の取れた整備を進めます。

ロ. 地域間の連携促進

向ヶ丘地区、空知団地と奈井江市街地間を連絡する道路網の適正な維持管理に努め、市街地の一体性、相互連絡性を高め、職住が近接し、ゆとりを持って働き、暮らすことのできる環境整備に取り組みます。

③ 歩行者ネットワークの形成方針

歩行者が安全・快適に移動することができるよう、緑につつまれた歩行者ネットワークを形成します。

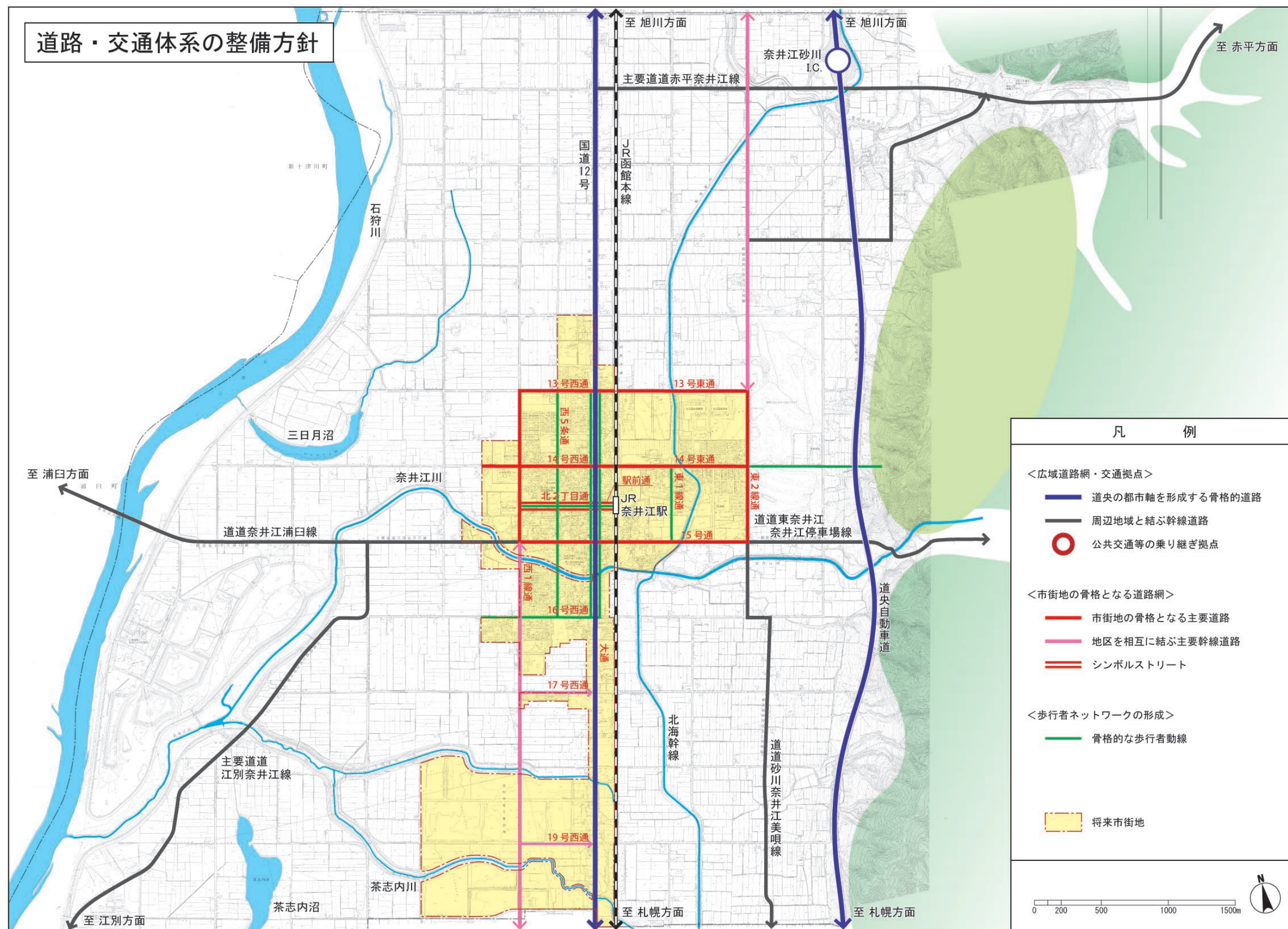
また、幹線道路は町内の公共公益施設を結ぶ主要な道路となっていることから、段差の解消など歩道のバリアフリーを推進し、歩行者・自転車が安全・快適に通行できるよう努めます。

④ その他の方針

住宅立地が進む一方、道路整備の進んでいない地区では、私道の町道への認定と整備を進め、地震、火災などの災害時にも安全な環境整備に取り組みます。



国道 12 号沿道の奈井江市街地



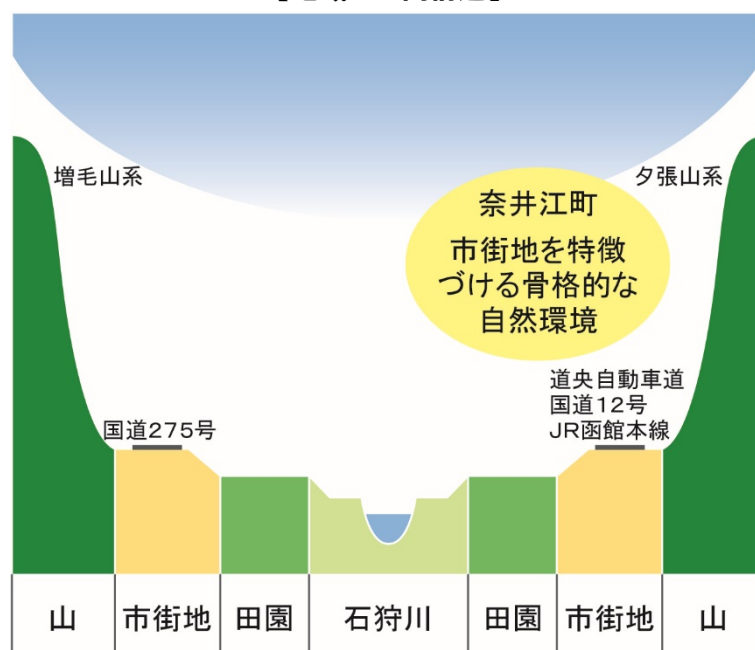
3-3. 公園・緑地の整備方針

(1) 公園・緑地の目標

奈井江町は、市街地西側の石狩川、市街地東側のにわ山に代表される森林地帯の豊かな自然環境につつまれ、広大な田園地帯とともに、これら地域資源を背景としてまちの発展が築かれてきました。

このようなまちの発展の歴史を継承するため、これら恵まれた自然環境、田園環境の維持保全、市街地の緑のネットワークの形成を図ることを公園・緑地整備の目標とします。

【地域の空間構造】



にわ山森林自然公園から増毛山系を望む

(2) 公園・緑地の基本方針

① 緑のネットワークの形成

イ. 河川、森林及び田園を活用した骨格的な緑の形成

石狩川、奈井江川の豊かな水辺と、にわ山森林自然公園など森林及び田園地帯は、奈井江町の自然景観を形成し、地域の特徴、個性ともなっています。

このような特徴を活かすため、これら自然資源を奈井江町全体の緑のネットワーク形成の主要な要素とし、維持・保全を図るとともに環境に配慮した有効利用に努めます。

ロ. 市街地内の骨格的な緑の形成

既存の公園緑地のほか、敷地規模が大きな小中学校、工業団地、主要な公共施設を市街地内の緑のネットワークを形成する主要な施設や場所とします。

これらの施設、場所については、施設管理者等の理解と協力の基に積極的な緑化を進め、市街地景観の向上、住民が身近に親しむことのできる環境の形成を図ります。

ハ. 魅力的な市街地を形成する緑地、緑道整備

町民の協力により、空き地などを活用した緑地の整備及び歩道、路肩などの植樹を進め、緑道・歩道のネットワークを形成し、豊かで魅力的な市街地の形成を図ります。



にわ山森林自然公園

② “町の顔”としての緑の形成

交通量の多い国道12号について、植栽の充実などにより並木が美しい道路環境の整備を推進します。

また、町の個性、豊かさなどを来訪者に印象付けられるように、市街地のゲートに該当する交差点やその周辺において緑化を推進し、“町の顔”にふさわしい緑地景観を形成します。

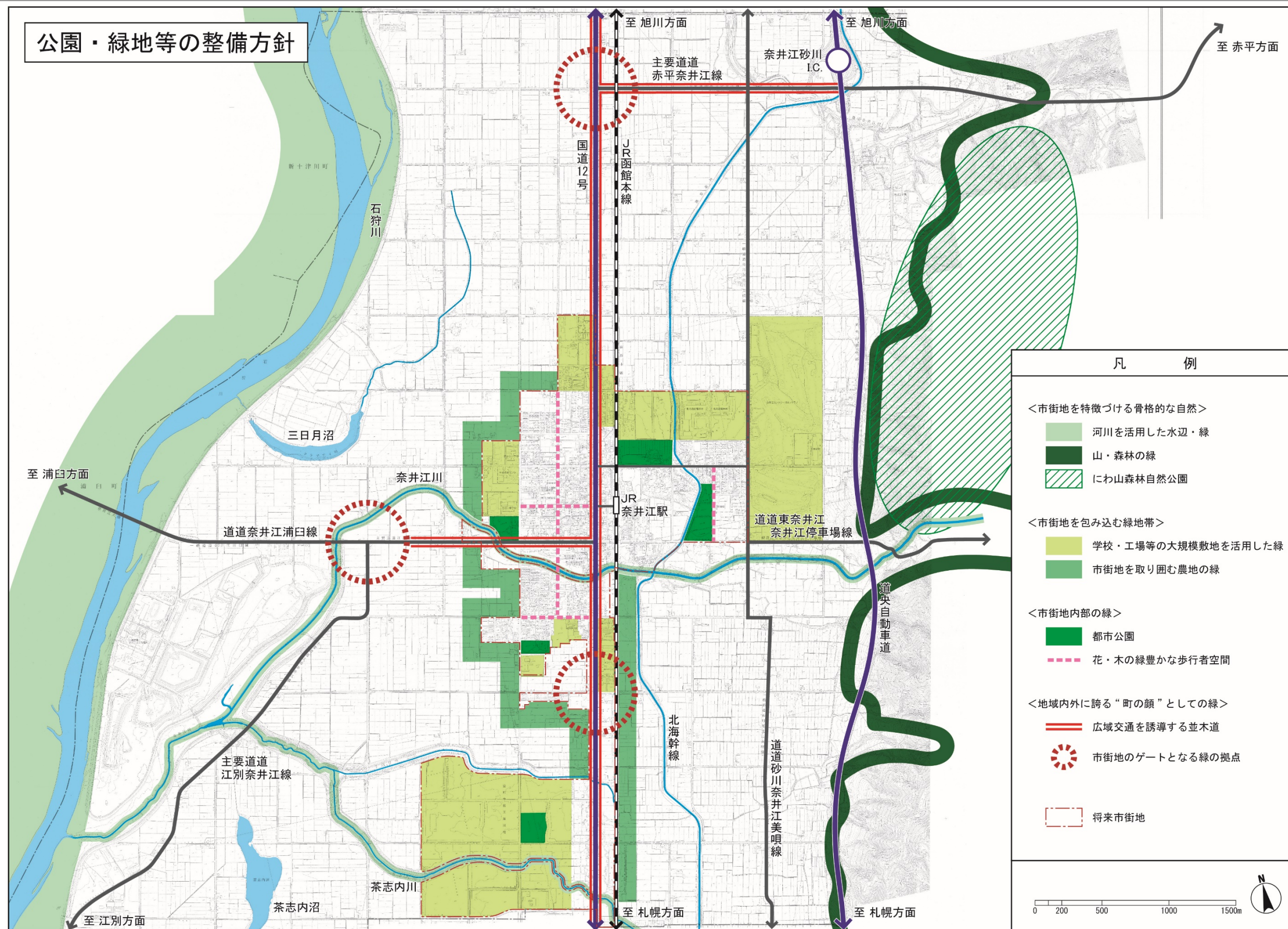


国道12号沿道の街並み

③ 身近な公園・緑地などの整備

身近な公園・緑地については、子育て世代などの町民ニーズを捉えながら適正に管理し、災害時の避難空間の確保など安全性向上やお年寄りから子どもまで、誰もが日常的に利用できるコミュニティスペースなどに利用します。

また、公園・緑地は災害時の避難場所、緊急物資などの集積場など、防災基盤としての意義・役割が大きいことから、すでに都市計画決定が行われたままで未整備状態に置かれている公園については、長期的な視点から整備の必要性について検討などを進めます。



3-4. 下水道の整備方針

(1) 下水道整備の目標

下水道は、水質汚濁の防止による環境の維持・保全、循環型の環境に与える負荷の小さな地域づくりなど多様な役割を担っています。

奈井江町では、これら下水道の役割を踏まえ、公衆衛生の向上など町民の安全で豊かな生活の維持向上を図るとともに、自然と調和した環境負荷の小さなまちづくりを目指します。

(2) 下水道整備の基本方針

① 生活環境の改善

イ. 市街地における下水道の普及促進

引き続き水洗化未着手の住民への啓発を行い、空知管内有数の下水道処理人口普及率の向上を図ります。

また、雨水対策の対象区域について、雨水幹線の整備を図ります。

ロ. 下水道未整備地区の解消

公共下水道区域以外の集落地区では、特定環境保全公共下水道の整備など地域にあった下水道処理施設の整備を検討し、生活環境の改善及び水質保全を図るものとします。

また、その他の地域では、住民の理解と協力により合併処理浄化槽の整備・普及に取り組めます。

ハ. 土地利用に応じた処理区域等の見直し

市街地の今後の土地利用の進展状況にあわせて、下水道処理区域、計画区域、事業認可区域などの見直しを行い、計画的で効率的な整備に取り組めます。

二. 融雪溝、融雪槽等の維持管理

冬を快適に過ごすためのインフラとして、既設の融雪溝、融雪槽の適切な維持管理を図ります。

維持管理にあたっては、高齢化等の進展に対応し、地域として維持管理できる方策を検討していきます。

② 自然生態系への配慮

イ. 雨水の河川への流入抑制

石狩川の総合的な治水対策の一環として、森林や公園、大規模な公共施設の地下浸透性能の維持・向上を図るなど、雨水の流出抑制による内水氾濫対策などを引き続き進めるとともに、市街地の浸水対策を進めます。

ロ. 河川の水質維持・監視の徹底

有害科学物資、病原性微生物などの河川への流出を防ぐため、下水道処理施設の適切な運営、維持管理を図るとともに、下水道処理水に対する十分な監視を行い、環境リスクの低減に努めます。

③ 下水道資源の有効利用

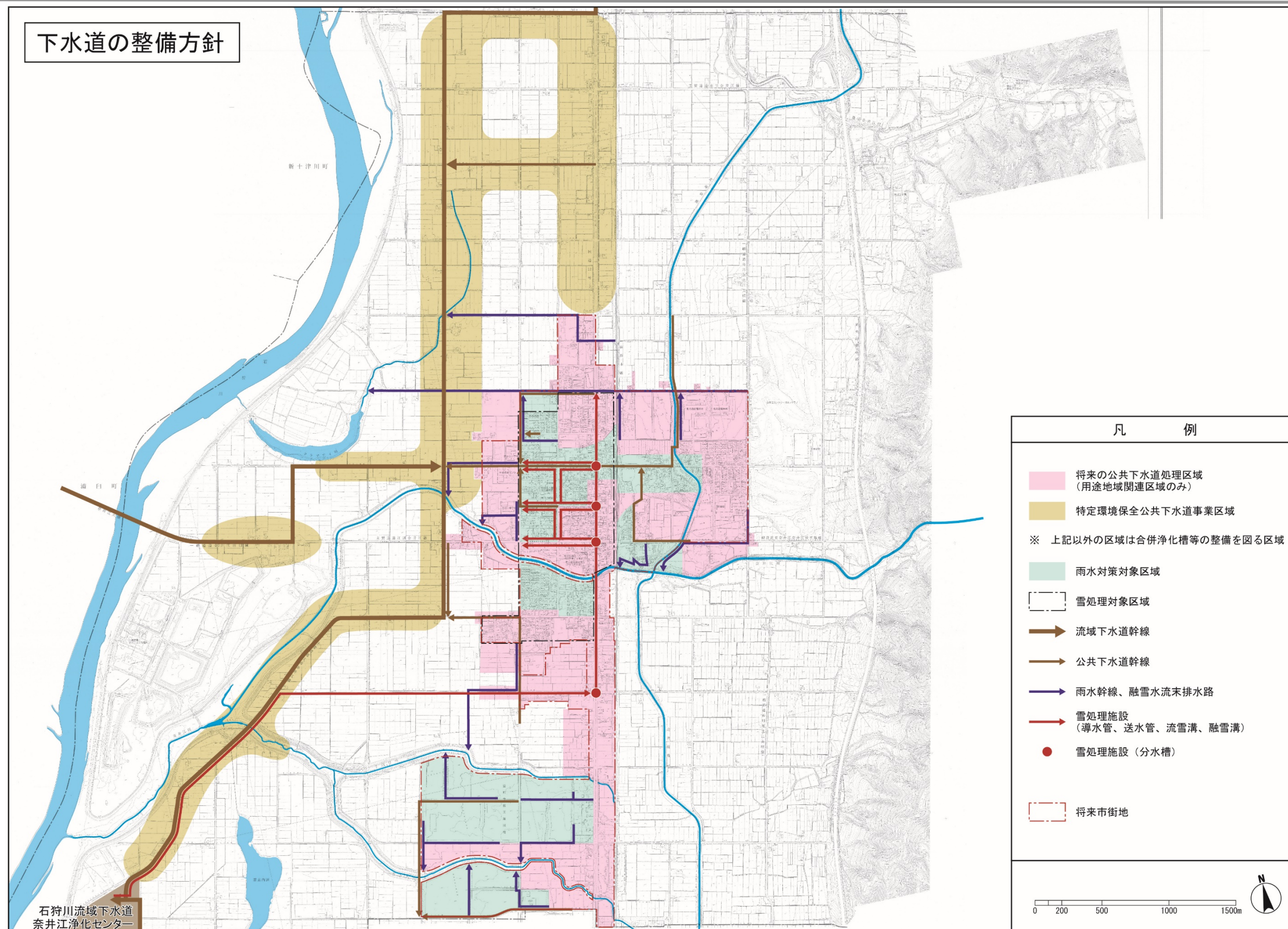
イ. 省資源・省エネルギー型社会への貢献

引き続き、下水道処理水の流圧や熱エネルギーを活用した融雪システムの維持管理と有効活用に取り組みます。



市街地内に設けられた融雪システムの投雪溝

また、下水汚泥等を活用した肥料、建設資材及びエネルギーの視点からのバイオマス活用など、資源循環型で持続的な地域づくりに向けた下水道資源の有効利用の取り組みの検討を行います。



3-5. 交流・レクリエーション環境の整備方針

(1) 整備の目標

交流やレクリエーション環境の整備にあたっては、地域の自然、人材等の地域資源を活かしながら、町民や観光などでの来訪者がともに満足し、安らぎの得られる空間の形成を図ります。また、自然環境の活用にあたっては、動植物や水循環などの自然生態系に配慮します。

(2) 交流・レクリエーション環境整備の基本方針

① 魅力的な活動フィールドの整備

市街地の近郊に位置しているにわ山森林自然公園周辺では、森林環境を活かした身近な町民の交流・レクリエーション空間を形成します。

市街地内を貫流している奈井江川では、親水空間作りや隣接している都市公園との一体的な整備を進めるなど、より身近なレクリエーション空間の形成を図ります。



交流・レクリエーション環境の整備例

② 軸や拠点における環境整備

イ. 生活・活動軸の整備

「生活・活動軸」として位置付けられる、JR 奈井江駅前から奈井江町役場、小学校、中学校にいたる道路沿道は、歩道、街路樹の整備など町民が集い、様々な活動が展開される空間にふさわしい整備に取り組みます。

ロ. 交流・レクリエーション施設の活用

交流プラザみなクル、地域交流センター（道の駅）、にわ山森林自然公園等の交流・レクリエーション施設は、長寿命化を図るため、施設の適切な改修や維持管理を行うほか、施設の性質・特色に応じた利活用に努めます。

ハ. 多面的機能導入拠点の検討

空知団地においては、在来型の製造業だけではなく、展示会、見本市などの産業交流等の促進拠点となるよう、多面的な機能、施設の立地促進に向け、継続的に検討を進めます。

③ 地域資源のネットワーク化

イ. ウェルカムゾーン、ウェルカムロードの整備

国道 12 号の高速道路 I C への分岐交差点など、町外から奈井江町にアクセスする際の主要なゾーンでは、関係権利者等の理解と協力のもと、市街地への適切な誘導を図るためのデザイン化された案内サインの整備を図るほか、緑の創出、良好・良質な街並みの誘導、形成を図ります。

また、国道 12 号などの主要幹線道路において植栽の充実を図り、町民及び来訪者双方にとって魅力的な空間整備に努めます。

ロ. 情報提供機能等の整備

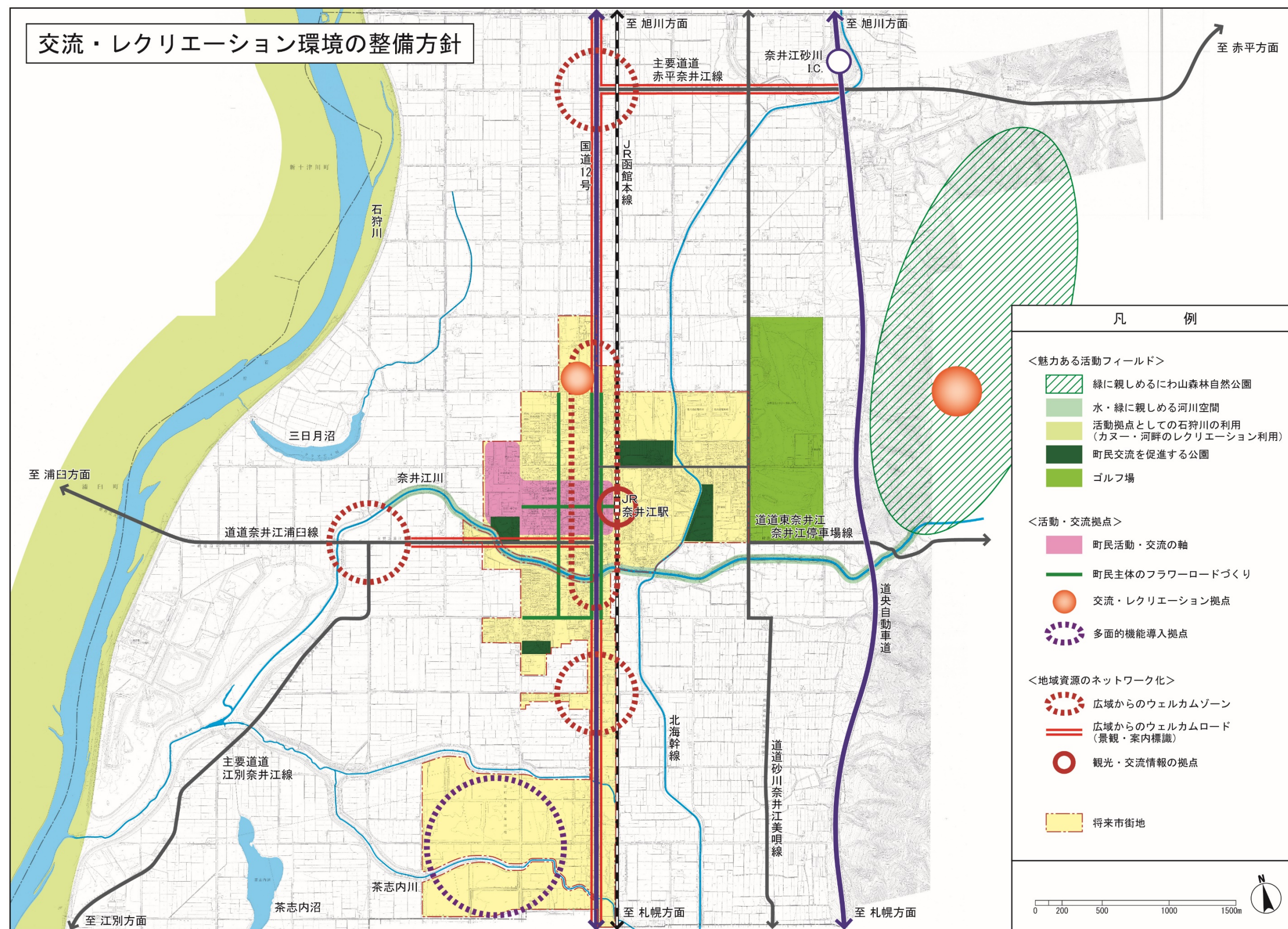
交流プラザみなクル、地域交流センター（道の駅）、JR 奈井江駅では、情報案内・提供機能の整備、充実を図り、奈井江町の観光情報、地域情報を広く提供し、来訪者の利便性向上を図ります。

ハ. 地域交流センター（道の駅）における防災機能の強化

地域交流センター（道の駅）は、道央圏の大動脈である国道 12 号沿いに位置し、災害等の非常時に広域的な防災拠点としての役割を果たすことが期待されるため、備蓄倉庫等、災害時に必要な設備の導入を進め、防災機能の強化を図ります。



奈井江町道の駅「ハウスヤルピ ないえ」



3-6. その他の施設の整備方針

(1) 火葬場

現在、奈井江町と浦臼町の2町で共同利用している火葬場については、利用者が減少する中で、施設の老朽化による大規模改修が必要となり施設を維持することが困難であることから令和2年度末を持って廃止し、令和3年度からは砂川市に存在する砂川地区保健衛生組合の火葬場を共同で利用します。

